

すまいる通信 平成27年12月 第29号

『家族信託』という言葉聞いたことはあるでしょうか？『信託』というと『信託銀行』を思い浮かべる人が多いと思いますが、その『信託』とは少々違います。『家族』に財産を『信じて託す』のが家族信託です。

つぎに例をあげて説明します。

●資産の承継に

先祖代々受け継いできた土地があるとします。その土地を子どもがいない長男夫婦が相続したとします。その場合に、もし長男が亡くなると、その土地は長男の奥さん側に渡ることになります。そのようなケースで家族信託を活用することにより、資産の流出を防ぐことができます。長男が亡くなった場合は次男の子ども（つまり孫）にその土地が渡るように、数代先へと資産の承継先を決めておくことができるのです。

●障がいのある子供に財産を遺したい

障がいのある次男に財産を遺したいと考えたとします。遺言書で次男に財産を相続させたとしても、次男は自分でお金を使うことができません。次男の生活費として長男に相続させたとしても、それが確実に実行されるとは限りません。何かの事情で長男が財産を失ってしまったら？ 次男の生活費も無くなってしまいます。そのようなケースで家族信託を活用します。「信託監督人」を付けることにより財産の使用を監督し、また、信託した財産は長男固有の財産とは分別管理されるので、万が一、長男が破産して財産を失ったとしても信託財産は差し押さえされることなく守られます。

このように、『家族信託』とは財産管理や資産承継などに活用できる新たな手法なので、今までの問題点を解決できるようになります。

キャンパスおだわら学習講座【公募型市民企画講座】

幸せを遺す 遺言・相続セミナー

相続のことについて勉強したことがない方
誰に相談したら良いか分からないという方
相続の基本について、わかりやすく説明します。
みなさんと一緒に学びましょう。

参加費：無料 9：45～11：45	マロニエ 203号室	いずみ 201号室
相続の基礎知識と認知症対策	1月22日（金）	1月24日（日）
相続トラブルの事例と遺言書	2月19日（金）	2月21日（日）
3つの相続対策	3月18日（金）	3月13日（日）

*日程が変更になることがありますので必ず電話でご確認ください。
*5分前までにご来場ください

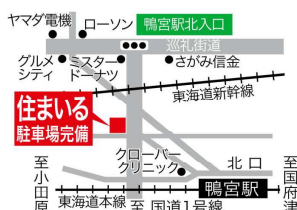
お申し込み **TEL：0465-39-1900**
(行政書士長尾影正事務所まで)

参加特典 エンディングノート差し上げます。

先着10名様までです。お気軽にご参加ください。



◆講師：長尾影正（ながおかげまさ）◆
 昭和49年7月生まれ 小田原市在住
 行政書士
 宅地建物取引主任者
 公認不動産コンサルティングマスター
 2級ファイナンシャル・プランニング技能士
 NPO 法人相続アドバイザー協議会 認定会員
 一般社団法人家族信託普及協会 会員
 一般社団法人終活カウンセラー協会 認定



住まいる株式会社
 代表取締役 長尾影正
 小田原市鴨宮666番地の1
 TEL:0465-20-8501
<http://www.i-kinokuniya.net>